

茨城県産業技術イノベーションセンター名義使用要領

令和3年7月1日 施行

令和5年5月31日 改正

令和6年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は茨城県産業技術イノベーションセンター（以下「センター」という。）の名義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 名義使用とは、センターが行った依頼試験、オーダーメイド支援又は共同研究（以下「支援業務」という。）の結果及び成果等をもとに、営利を目的として、カタログ、パンフレット、ホームページ、その他の広告物（以下「広告物」という。）にセンターの名称（略称等を含む。）を使用することをいう。

2 センターの名称以外で明らかにセンターのものと推測される情報（所在地、建物及び職員の写真等）を広告物に掲載する場合にも、名義使用に準じて取り扱う。

(申請)

第3条 名義使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ名義使用申請書（様式第1号）に広告物の原稿並びに依頼試験に係る成績書（以下「成績書」という。）若しくはオーダーメイド支援完了報告書又は共同研究報告書（以下「報告書」という。）の写しを添えて、茨城県産業技術イノベーションセンター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

2 名義使用の申請期間は、原則として成績書においては交付日から1年以内とし、報告書においては発行日から3年以内とする。

3 申請は、成績書を交付又は報告書を発行した支援業務に関わる案件に限る。

(審査)

第4条 センター長は、申請のあった原稿の内容について審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、名義の使用を認めないものとする。

(1) 申請者と支援業務の成績書の交付または報告書の発行を受けた者が異なる者であるとき。

(2) 原稿の内容が成績書又は報告書に記載された内容と異なるものであるとき。

(3) 製品全体の効果や効能にセンターが言及するような表現が含まれるとき。

(4) 健康や医療、安心・安全、快・不快、また五感等に関わる効果や効能にセンターが言

及するような表現が含まれるとき。

(5) 原稿の内容が第三者に誤解を与えるおそれがあると認められるものであるとき。

(6) その他原稿の内容に承認しがたいものがあると認められるものであるとき。

(承 認)

第5条 審査の結果、適当と認める場合は、申請者に対し名義使用承認書(様式第2号)を交付し、適当でないとする場合は、名義使用不承認通知書(様式第3号)によりその旨通知するものとする。

2 名義使用の有効期間は、名義使用承認書の交付日から5年以内とする。

3 名義使用した製品、広告物等における事故又は損害等について、センターは一切の責任を負わないものとする。

(承 認 の 取 り 消 し)

第6条 センター長は、名義使用の承認を受けて作成された広告物が、名義使用の承認を受けた内容と異なると認めるときは、当該名義使用の承認を取り消し、名義使用者に対し広告物の回収を求めるものとする。

2 センター長は、無断で承認なくセンターの名義を使用した者に対して、名義使用の中止、広告物の回収等を求めるものとする。

(そ の 他)

第7条 この要領に定めるもののほか、センターの名義使用に関し必要な事項は、センター長が定める。

付 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

名義使用申請書

令和 年 月 日

茨城県産業技術イノベーションセンター長 殿

住 所
事業所名
氏 名

茨城県産業技術イノベーションセンターの名義を使用したいので、茨城県産業技術イノベーションセンター名義使用要領に基づき、下記のとおり申請します。なお、承認後は下記の条件でのみ使用いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 3 名義使用の元となる支援業務 : 依頼試験・オーダーメイド支援・共同研究
(該当する項目に○をつけること)
成績書又は報告書交付(発行)番号 : 産技セ第 号
成績書交付日又は報告書発行日 : 令和 年 月 日
※ 成績書又は報告書の写しを添付のこと
- 4 記載内容及び使用形式
別紙の添付資料のとおり (※ 広告物の原稿を添付のこと)

(様式第2号)

名義使用承認書

産技セ第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県産業技術イノベーションセンター長

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、茨城県産業技術イノベーションセンター名義使用要領に基づき、茨城県産業技術イノベーションセンターの名義を下記により使用することを承認します。

記

1 使用目的

2 使用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 名義使用の元となる支援業務 : 依頼試験・オーダーメイド支援・共同研究
(該当する項目に○をつけること)

成績書又は報告書交付(発行)番号 : 産技セ第 号

成績書交付日又は報告書発行日 : 令和 年 月 日

4 その他

- ・ 申請時の使用目的・使用期間以外に使用しないこと。
- ・ 広告物が完成次第、1部提出すること。
- ・ 広告物について変更する場合には、新たに「名義使用申請書」により申請すること。
- ・ 名義を使用した製品、広告物等における事故、損害等について、茨城県産業技術イノベーションセンターは一切その責任を負いません。

(様式第3号)

名義使用不承認通知書

産技セ第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県産業技術イノベーションセンター長

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次の理由により不承認となりましたので通知します。

記

- 名義使用の元となる支援業務 : 依頼試験・オーダーメイド支援・共同研究
(該当する項目に○をつけること)
成績書又は報告書交付(発行)番号 : 産技セ第 号
成績書交付日又は報告書発行日 : 令和 年 月 日
- 不承認理由
茨城県産業技術イノベーションセンター名義使用要領 第4条第 号に該当するため。